

担い手農地利用集積促進事業補助金が改正になります

令和6年度（来年度）より、取手市認定農業者等支援事業補助金交付要綱が一部改正されます。

改正概要

- 認定農業者が、農業委員会を通して農地の集積を行った際の補助金は、集積してから5年間継続して耕作した農地を対象として、生産者に交付します。
- 農地を集積した際の単価の見直し

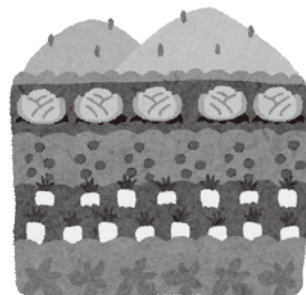
令和5年度まで 田21,000円/10a

令和6年度より 田14,000円/10a

詳細は、市のホームページ及び農協の広報誌でお知らせします。

【お問い合わせ先】取手市役所農政課

☎74-2141（代）内線2111



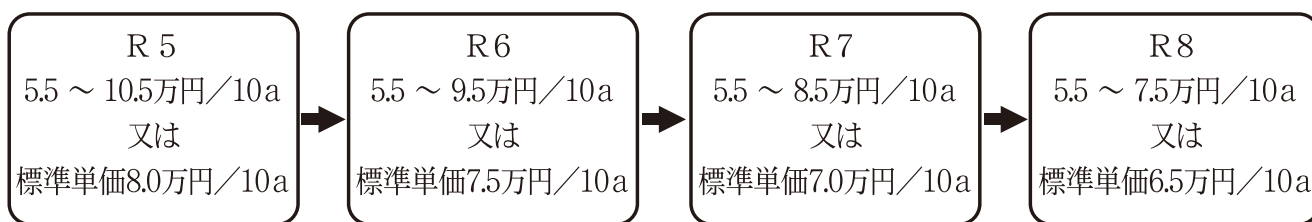
～ 飼料用米で転作をされている皆様へお知らせ ～

飼料用米の生産販売による国の「水田活用直接支払交付金」単価の見直しについて

飼料用米の生産販売による国の「水田活用直接支払交付金」の単価が、令和6年度（来年度）から、下記のとおり見直しになる予定ですのでご注意ください。

一般品種（コシヒカリ、あきたこまちなど）

令和6年度～8年度の3年間にかけて、標準単価80,000円/10aが、毎年5,000円/10aずつ段階的に引き下げになります。



多収品種（夢あおば、月の光など）

多収品種で生産販売する場合は、令和5年度同様、助成単価に変更はありません。

【お問い合わせ先】取手市役所 農政課

☎74-2141（代）内線2111

取手市農業再生協議会（つくばみらい市中平柳）

☎0297-58-5747

